



新型コロナウイルス対策の最新動向及び雇用条例の改正について

1. 新型コロナウイルス対策の最新動向について

(1) 飲食業向け補助金、10月13日に申請受付開始

香港政府食品環境衛生署は2020年10月9日、新型コロナウイルス関連の経済対策「防疫抗疫基金」第3弾による飲食業向け補助金制度の申請受け付けを10月13日に開始すると発表しました。条件を満たす営業中の飲食店や工場の食堂を対象に、床面積に応じて5万～25万香港ドルの補助金が支給されます。受付は2020年11月12日までです。

申請書及びガイドラインは、香港政府食品環境衛生署のウェブサイト (www.fehd.gov.hk) からダウンロードするか、10月13日午前9時から香港政府食品環境衛生署の事務所から入手できます。

(2) 香港とシンガポール、隔離免除に合意

2020年10月15日、香港とシンガポールの間で、レジャー・観光など渡航目的に関係なく新型コロナウイルス対策の隔離措置を免除する「トラベル・バブル」について基本合意をしました。

トラベル・バブルの設置は、10月14日にシンガポールのオン・イェクン運輸相と香港商務・経済発展局の邱騰華局長の間で行われたテレビ会議で基本合意されました。両国・地域の合意によると、トラベル・バブルでは、渡航者は両国が認定するPCR検査を受ける必要がありますが、渡航後の隔離や事前の行動計画の提出は不要となります。トラベル・バブルに基づく渡航者は、専用の航空便を利用し、同航空便はトラベル・バブルの乗客のみを乗せてその他の乗客が乗ることは認められないとしています。

オン運輸相は発表の中で、香港との間でトラベル・バブルを設置する理由について、「両都市は共に新型コロナウイルスの感染者が少なく、厳しい感染予防対策を導入している」と説明しました。その上で、今回の一般渡航再開が「航空旅行の再開に向けた大きな前進で、その他の世界の地域との将来的な協力のモデルになる」と期待を示しています。

(3) 本土在住の香港市民の検疫を免除

林鄭月娥行政長官は2020年10月27日、中国本土から香港に戻る香港市民に対して11月から14日間の検疫を免除すると発表しました。長官は「政府の目標は依然として本土との出入境の再開」と強調し、検査割り当て枠など技術的な問題はすでに解決しているが、出入境再開は両地にかかわるため、双方が納得して初めて実施できると説明しました。中国本土在住の香港市民が香港に戻った際の検疫免除について、実施当初は割り当て枠を設けるとのことです。



(4) 飲食店着席数は最大 6 人に、コロナ対策緩和

香港政府は 2020 年 10 月 27 日、現行の新型コロナウイルス感染防止策をさらに緩和すると発表しました。10 月 30 日から適用されます。

- ① レストラン等飲食店内での夜間の飲食時間制限を午前 0 時までから午前 2 時までで延長。
- ② レストラン等飲食店内での 1 テーブルの利用人数を 4 名までから 6 名までに緩和（バー、ナイトクラブは 2 名までから 4 名までに緩和）。
- ③ レストラン等飲食店、バー、テーマパークなどで顧客数の上限を通常収容人数の 50%までから 75%までに緩和。
- ④ レストラン等飲食店、バー、ナイトクラブにおいて防疫措置を採ることで、ダンスやライブを許可。
- ⑤ スケート場や室内運動施設での運動時のマスクの着用義務を免除。

2. 雇用条例の改正について

香港政府は 2020 年 10 月 9 日付の官報で、法定産休を現行の 10 週間から 14 週間に延長することなどを定めた 2020 年改正雇用条例を 2020 年 12 月 11 日に施行すると告示しました。

(1) 法定産休の期間の改正点

雇用条例第 12 条の改正により、法定産休は 10 週間から 14 週間に改められます。

(2) 産休手当の改正点

産休手当の日額は平均日給の 5 分の 4 で計算する点は従前と同様です。ただし、追加された 4 週間の産休に対する産休手当は、従業員 1 人当たり 8 万香港ドルが上限となります。

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。